



公益財団法人

友 愛

定 款

東京都文京区小石川 1 丁目 10 番 13 号

— 前文 —

混沌とした世界の中で、心を置き去りにした市場原理主義や金融資本主義は、人々の中の格差を拡大し多くの貧困層を生んでいる。一方で、その反動としての国家主義（ナショナリズム）の台頭は周辺諸国との摩擦を激化させ、平和を脅かす状況を生じている。

クーデンホフ・カレルギーは、自由も平等もそれが原理主義に陥るとき、結果として人間の尊厳を侵し、本来、自由や平等の目的であるはずの人間を手段と化してしまうと喝破した。そして、人間の尊厳を護るべく、自由と平等の均衡を図る理念を友愛に求めた。また、鳩山一郎はその友愛の理念を「相互尊重」、「相互理解」、「相互扶助」と説き、国民全体への普及に努めた。

この法人は、鳩山一郎の遺志を昇華発展させ、日本はもとより、世界、とくに中国や東アジアの国々の平和を希求する人々が、自立と共生の友愛の理念に基づく共同体を構想することの必要性を認識して、種々の国際交流事業を行い、国内外の青年や社会人との交流を深め、更には、友愛の理念を理解し、継承、発展させることができる人材の育成を図り、もって世界平和に資することを目的として創設するものである。

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人友愛と称し、英文では YUAI Foundation と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、前文の理念に基づき、自立と共生の友愛の理念のもとに、国内外の青年や社会人の交流を深め友愛の理念を次世代に継承、発展させる人材を育成し、国際相互理解を深めもって世界平和に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 友愛理念の普及・啓発に寄与し、世界平和を目指す活動を実践できる人材を育成し、国際相互理解を深めるための国際交流事業
- (2) 友愛理念のもと、世界平和を目指す意識を啓発するための表彰事業
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第6条 設立者鳩山一郎、鳩山薫、鳩山威一郎、石橋正二郎の四名は、この法人のために金銭及び不動産を、この法人のために拠出する。

(財産の種類等)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の二種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産となる。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない事由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経

て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において承認を得るものとする。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、評議員会の承認を得るものとする。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公平妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める取り扱い規程による。

第3章 会 員

(会員)

第13条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員3名以上12名以内を置く。

(選任及び解任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第

3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、且つその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

- 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（権限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第18条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 役員並びに評議員の選任及び解任

- (2) 役員報酬の総額
 - (3) 役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併及び事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがあるときを除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第23条 評議員会の議長は、評議員が互選によって選定する。
- (定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の議事は、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議長及び理事長、または出席した理事の内選出された者一名は、前項の議事録に記名・捺印する。

(評議員会運営規程)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、14名以内を公益社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第31条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事のうち1名を理事長とし、その他副理事長、常務理事を要に応じておくことができる。
- 4 前項の理事長をもって公益社団法人及び公益財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他のその理事と法令で定める一定の特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 代表理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、予め定めた順位により理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回

以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類等及び実施報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は議決に加わるのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第38条 この法人は、役員が公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基

づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設置)

第39条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第38条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、次項の場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 名誉職など

(名誉会長、顧問、参与)

第50条 この法人に名誉職として名誉会長、最高顧問、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、最高顧問および顧問はこの法人に功労のあった者、または広くこの法人の目的を達成するうえに貢献のあった者のうちから理事会において任期を定めたいえで選任する。
- 3 参与は学識経験者またはこの法人の目的達成のために必要と認める者のうちから理事会において任期を定めたいえで選任する。
- 4 名誉会長、最高顧問、顧問および参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問、参与の職務)

第51条 名誉会長、最高顧問、顧問および参与は、理事長及び理事会の諮問に応え、理事長及び理事会に対し、助言し意見を述べることができる。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。
- 2 前項の規程はこの定款の第3条、第4条、及び第15条についても適用する。
 - 3 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき、又はこれを変更したとき、並びに定款でこの法人の存続期間若しくは解散の事由を定め

たとき又はこれを変更したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第53条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の公益社団法人及び公益財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

2 この法人が解散（合併による解散を除く。）をしたときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により行政庁の承認を受けて公益認定法第5条第17号に掲げる者に帰属させなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第57条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第59条 事務所には、法令の定めるところにより次の書類及び帳簿を備え置くものとする。
- (1) 定款
 - (2) 財産目録
 - (3) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (4) 認可、許可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（評議員会及び理事会等）の議事に関する書類
 - (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの付属明細書
 - (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第60条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報情報の保護

(情報公開)

- 第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第62条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この法人の設立時理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事長	鳩山 薫
常務理事	川崎 秀二
常務理事	渡辺 昇
理事	天野 彦三
理事	石橋 幹一郎
理事	奥田 吉郎
理事	川手 正一郎
理事	高碕 達之助
理事	永野 重雄

理事	萩原	吉太郎
理事	鳩山	威一郎
理事	深津	榮一
理事	宮川	三郎
理事	成毛	収一
監事	古沢	潤一

附 則

公益財団法人日本友愛協会移行時最初の評議員、理事及び監事は次に掲げる者とする。

- 1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める公益財団法人設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上 和子
 萩原 直三
 芳賀 大輔
 福田 八州雄
 谷藤 悦史
 戸澤 英典
 小川 巧次
 大川 米子
 近藤 純子

- 3 この法人の最初の代表理事は鳩山邦夫とする。

- 4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

鳩山 邦夫
 鳩山 由紀夫
 川手 正一郎
 鶴巻 克雄
 奥田 吉郎
 武田 記念男

5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

奥住 壽
長田 正太郎

附 則（平成27年6月23日）

この定款の変更は平成27年6月23日から施行する。

附 則（平成29年12月22日）

この定款の変更は平成29年12月22日から施行する。

附 則（平成30年12月1日）

この定款の変更は平成30年12月1日から施行する。

附 則（2020年3月22日）

この定款の変更は2020年3月26日から施行する。

以上この定款は公益財団法人友愛の現行定款に相違ありません。